

平成29年9月11日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

生命保険金の非課税枠 — 生命保険契約を最大限活用しよう —

[1] 一般家庭の相続

Aさんの母親が亡くなりました。父親は早くに亡くなりましたので、今回は兄弟3人が相続人です。遺産は、母親が住んでいたマンション 1600万円、株 1500万円、預貯金 1500万円と生命保険金 1600万円です。

[2] 生命保険金の非課税枠

生命保険金は「500万円×法定相続人の数」の非課税枠が設けられています。
マンション 1600万円＋株 1500万円＋預貯金 1500万円＋生命保険金 100万円(1600万円－1500万円)＝課税対象額 4700万円。基礎控除額 4800万円未満のため、相続税は発生しません。

[3] 一時払終身保険

生命保険契約は、Aさんの母親が相続税を心配し数年前に加入したのです。一時払終身保険で、1500万円の保険料を一括払いしました。預貯金で保険料相当額が残っていたら、遺産総額は6100万円になっていたでしょう。預貯金を保険金に変えたおかげで、こつこつ築いてきた遺産の全てを相続することができました。

2015年の大幅な改正で、基礎控除額が従前の6割に減額されました。都市部に自宅を所有している場合、基礎控除額を超える確率が非常に高くなりました。資産家に限らず一般家庭も相続税が発生する可能性があります。

生命保険金は受取人が指定されているので、銀行預金より比較的早い段階で支払われます。納税資金に利用することもできますし、相続人にとっては大きな助けになります。元氣な内に、今一度ご自身の財産や保険を見直しておきましょう。

* 相続税の基礎控除額＝3000万円＋600万円×法定相続人の数